

人権救済へ 独立の機関

政府の審議会一致

政府の人権擁護推進審議会（会長・塩野宏太郎氏）は三日通信制大学院教授）は三日の審議会で、人権侵害の被害者を救済するため、行政府からの独立性が強い独立行政委員会などの機関を新設し、調停や仲裁、勧告などの権限を与えるべきなどの考えで一致した。来月にもまとめる中間報告に盛り込む。

救済対象となる人権侵害の種類は、借金の取り立てなど難易なものから、虐待など重いものまで広く含まれる。救済手法としては、①相談②あつせん③調停④仲裁⑤勧告・公表——の五種類が採用される見通し。

また、日本弁護士連合会の一部から出ている「人権侵害する報道機関も強制調査の対象にすべきだ」との意見には否定論が大勢を占めた。